

令和8年度（2026年度）

学 校 経 営 計 画



八王子市立長房中学校

校長 上田 太

令和8年度学校経営計画

校長 上田 太

教育基本法の前文と第1条では教育の目的として「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と示されている。これに基づき本校の教育目標が立てられている。変化の激しさを増す今日において、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」を常に検討していく必要がある。「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされる。この視座のもと、以下の通り本校学校経営計画を立案するものである。

※不易流行：「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」（松尾芭蕉 去来抄より）

1 学校教育目標・校訓と目指す姿

(1) 学校教育目標・校訓

<本校の教育目標>

健康で心ゆたかな人間形成を目指し

- ・自らをきたえ向上を旨とする人
- ・正しさをつらぬく勇気と責任ある人

◎思いやりをもち協力のできる人 を育てる

(困難な場面でも解決しようとする主体的、協働的に取り組む力)

校訓

「強く、正しく、美しく」

(2) めざす学校像

「夢や希望を育み、実現に向け、持っている力を伸ばす学校」

「生徒一人一人が安心して、安全に落ち着いた生活ができる学校」

「生徒一人一人の良さが発揮され、主体的に取り組める学校」

「互いの良さを認め合い、互いに支えあえる学校」

「生徒・保護者・地域・教職員が相互に結ばれた学校」

(3) めざす生徒像

「将来に大きな夢を描き、学びの楽しさを知り、ひたむきに努力のできる生徒」

「真面目さや正義を大切にできる生徒」

「授業・学校行事・生徒会活動・課外活動等に意欲的・積極的に取り組む生徒」

「喜びや悲しみ・苦しみを友達と分かち合い、支え合える生徒」

「長房中学校と地域を誇りに思える生徒」

(4) めざす教職員像

「学ぶ楽しさを伝え、生徒の可能性を信じ、生徒の力を伸ばす教職員」

「生徒一人一人の良さを認め、厳しさと愛情を注げる教職員」

「常に自己研鑽に努め授業力の向上に取り組む教職員」

「服務規律を遵守し、組織の一員として職責をもち、互いに支えあえる教職員」

「率先垂範を心がけ保護者・地域・関連機関との連携を深める教職員」

2 中・長期目標と方策

教育目標を実現するために

- (1) 「自らをきたえ 向上をめざす人」の達成のために、学力の向上と体力の向上を目指す。
- (2) 「正しさをつらぬく勇気と責任のある人」の達成のために、規範意識の醸成を行う。
- (3) 「思いやりをもち 協力のできる人」の達成のために、心の教育の充実を図る。

1. 学力と体力の向上

1. 生徒の実態を踏まえ、一人一人の基礎的・基本的な学力の定着とともに、習得した知識や技能を関連付け活用できる力をはぐくむ。
2. 生徒の興味・関心を高められる授業展開を工夫し、言語活動の充実を通して思考力、判断力、表現力等の育成を図る。さらに、社会で生きていくための主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育てる。
3. 心と体の健康に関わる指導を充実し、健やかな体と心身の調和のとれた人間の育成を図る。保健体育科を中心に各教科等を通じて体力向上の取組を充実させる。

(2) 規範意識の醸成

1. 組織的に生活指導に取り組み、校内生活の規律を確立するとともに、生徒のあいさつや礼儀、時間管理等の基本的生活習慣の育成を図る。
2. 体験的な活動を通し、社会性やコミュニケーション能力を育成し、新たなものの見方や考え方を身に付けられるようにする。

(3) 心の教育の充実

- ① 人権教育や道徳教育、教育活動全般を通して、一人一人が互いに尊重し合い自他を敬愛する態度の育成を図り、命を大切にすると、いじめは許さない姿勢や態度を育む。
- ② 進路指導をキャリア教育の一環としてとらえ、発達段階に応じた進路指導を展開し、自己理解のもと生き方を考える指導の充実を図る。
- ③ 学校行事や生徒会活動、ボランティア活動等を通じ、生徒の自主的・主体的な活動を重視し、他者と協力し一つのことを成し遂げる成就感や達成感を味わえるようにする。

(4) 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ① 長房中学校グループ（長房中・長房小・船田小）において、「学習を大切にする人」「自他を大切にする人」「体を動かすことを大切にする人」を目標に9年間を見通して、グループの全教員で、義務教育終了後「社会の中でよりよく生きようとする人」の育成をめざす。
- ② 特別支援教育の一層の充実を図り、地域・保護者への理解啓発活動を推進する。
- ③ 部活動改革を進め、部活動のみならず教育課程外の地域の活動などは生徒が大きく力を伸ばす重要な教育活動と考え、これらの成果が校内外でも大いに発揮・共有されるようにする。
- ④ 学校の公開を積極的に進め、生徒・保護者・地域・教職員が相互に結ばれた学校づくりを推進する。

- ⑤ 教職員の働き方改革と規律ある職場環境の確立を進め、ウェルビーイング実現を目指す。

3 令和8年度 of 取組目標と方策（下線は本年度の重点）

（1）学習指導

- ① すべての学習指導を通じて、生涯を通じて学び続けていく力を身に付けることを目指すものとする。そのために小学校からの学習の系統性や実生活との関連性を意識できる学習指導を意図的に行う。
- ② 全ての授業において「本時の目標」を明確に示し、学習の見通しをもたせ、「具体物を提示して引き付ける」ことや「既習事項の振り返り」等を通じて生徒が「学ぶことに興味や関心をもつ」導入の工夫を行うとともに、知識を活用して思考・判断・表現する探究的活動を通じて、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ③ 国語科をはじめ各教科等において、記録や要約、発表などの言語活動の充実を図り、生徒の思考力、判断力、表現力を育む。
- ④ 数学科の少人数指導や英語科の少人数・習熟度別指導による個に応じた指導を充実させ、生徒一人一人の関心・意欲や定着度の状況に応じた指導を行う。
- ⑤ 英語を中心として、各教科等で教科書に掲載されているQRコードの授業支援ツールやドリル型学習コンテンツを活用した指導を、一人一台の学習用端末を用いて行う。
- ⑥ 八王子市学力定着度調査をはじめ学力調査の結果を分析し、習得目標問題の定着を強化する授業改善を行う。
- ⑦ はちおうじっ子ミニマムの実施を通して学習の遅れやつまずきのある生徒を把握し、その一人一人の学力分析を行い必要な学習支援策を立てる。個々に声掛けを行い理解できる地点に立ち戻った補充指導を行い、確実に最低限の学力保障に努める。具体的には、生徒に対する学習支援教室（まなび）や夏季休業中の学習教室（前半・後半）の効果的な活用方法を検討し充実を図る。また、学習サポーターや学習ボランティアを活用したTT態勢による支援を生かして、きめ細かな指導を実現し、基礎・基本の定着を図る。
- ⑧ 学習評価については以下の取組を行う。
- 1 年間指導計画に基づいた評価計画を基に、生徒に評価方法を年度当初に示すことで、見通しを立てたり、振り返ったりする学習を、自主的・自発的に取り組めるようにする。
 - 2 教師から生徒への一方通行の評価とならないように、指導中や学期末に生徒との評価についての対話の機会を作る。
 - 3 7月・12月に全生徒に授業アンケートを実施し、2と合わせ指導と評価の改善を生かす。
- ⑨ 東京都都児童・生徒体力・運動能力調査の結果分析から、保健体育科の授業を中心に特に投運動を高める指導等の工夫改善に努め、補強運動の取組を実践していく。

（2）生活指導

- ① 全教職員が共通認識のもとチームとして生徒指導に取り組み、教師が率先垂範し礼儀や挨拶

擧の指導を徹底して行う。

- ② 生活指導は、本校生徒指導の基本的な考え方に則り生徒の自己指導力の育成を目指して行う。時に毅然とした態度で行うとともに、生徒の言葉を聞き、気持ちをとらえ、根気強く粘り強く指導していく。また、授業・行事等に真剣に取り組めるようにすることで、生徒のもっている力の向上を図る。
- ③ 生徒指導への初期対応を素早く丁寧に行い、生徒の内面的成長につながる指導を行う。生徒の内面に迫るために昼休みや授業前後の休み時間を通して生徒との関わりを増やし、生徒個々の生活状況を素早く把握し、常日頃から信頼関係の基盤作りに努める。
- ④ 家庭や関係諸機関との連携を密にするとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき生活アンケートを毎月実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行う。
- ⑤ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として「特別の教科道徳」の時間に、内容項目「生命の尊さ」の授業を全学級で行い、各教科の命に関連する授業では、命を大切にする態度を育む。
- ⑥ 一学年では、スクールカウンセラーとの全員面接をはじめ、「いじめ防止プログラム」やソーシャルスキルトレーニング等の取組、全校で年3回いじめ防止に関する授業を実施する。
- ⑦ スクールカウンセラーを交えた校内委員会を毎週設定し、不登校生徒等の情報交換や個々の状況に応じた指導・支援方法を検討する。SSWや外部機関と積極的に連携し、生徒の支援を行う。また、不登校対応巡回指導教員と連携し、生徒の居場所として、支援教室「はばたき」の充実に取り組む。
- ⑧ 情報モラル教育として、生徒会を中心に、SNS学校ルールの発表・掲示を行う。また、SNSをテーマにセーフティー教室を実施し、保護者・地域にも公開し理解啓発を図る。
- ⑨ 整然とした教室や廊下、生徒作品の展示等により、潤いのある環境作りに努める。また、掲示にあたっては掲示の仕方、人権に配慮した掲示、特別な配慮が必要な生徒への対応に留意する。

(3) 進路指導について

- ① 保幼小中高大の系統性を重視視野に入れたキャリア教育を展開する。特に学区小学校との一貫したキャリア教育計画に基づき、地域と結びついた参画型の「リベラルアーツの考え方のもとに金融教育を柱としたキャリア教育」を展開し、基礎的・汎用的能力の育成を目指す進路指導を行う。
- ② 職業（職場）や福祉について段階的に考えさせ、人としてどう生きるのか生徒自らが考える学習を推進する。
- ③ はちおうじっ子キャリア・パスポートを効果的に活用し、義務教育9年間を通じ生徒の自己理解を深めさせ、体験的な学習を通して、望ましい学習観、勤労観、職業観を養う。また、地域高等学校との連携により保護者会等で取組状況や適切な進路指導等の発信を行う。

(4) 特別の教科道徳

- ① 年間を通じた研修に取り組みながら「特別の教科道徳」の時間をより一層充実させ、道徳推進教師を中心に生徒同士の話し合いや体験的な学習を取り入れる授業の工夫を行い、他

者の考え方に触れ、自律的に思考し、多面的・多角的な見方へ発展させていく指導を行う。

- ② 人間としてより良い生き方を考えさせ、内省に迫る指導を行い、道徳的価値を自分自身に関わるものとして深める指導を行う。
- ③ 「特別の教科 道徳」の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳推進教師を中心に全教育活動で道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を育む指導を推進する。

(5) 特別活動、総合的な学習の時間について

- ① 生徒が主役として、生徒会活動や委員会活動の活性化を図り、価値あることを追究していく中で、自己実現を図っていく。
- ② 学級活動を基盤として、学校行事、学年行事、生徒会活動等の工夫を行い、生徒一人一人のもつ能力や個性を發揮させる場を設定し、生徒が自主的・主体的に他者と協力し一つのことを成し遂げる成就感や達成感を味わえるようにする。
- ③ 総合的な学習の時間の全体計画及び指導計画に基づき、問題解決能力を培い、生徒が主体的に学習する態度や、思考力・判断力・表現力等を育てる体験的な活動や探究的な活動を行う。
- ④ 総合的な学習の時間に実施する郷土学習では、八王子について第一学年「魅力を知る」、第二学年「魅力を伝える」、第三学年では「地域活性化」をテーマとし、調査・発表を通して地域で生きる自覚を深める。
- ⑤ 外部講師として、第三学年に産婦人科医を招き、命の尊さを学習する。第二学年には、助産師及び妊婦や乳幼児、幼児を招き、命の学習を行う。

(6) 地域に根ざした小中一貫教育の推進

- ① 長房地区義務教育学校の創設を視野に入れながら、長房地区3校（長房小、船田小、長房中）の連携を図り、小中一貫した地域協働型の体験的キャリア教育活動全体計画「長房地区義務教育9年間を通じたキャリア教育全体計画」に基づき計画的・組織的な一貫教育を推進する。また、各学期1回、「小中一貫教育の日」を設け、授業参観、意見交換により連携を深めるとともに、児童・生徒合同で行う取組を積極的に企画し実施する。
- ② 小中連携行事として、三校交流会や地域一斉クリーン活動などの交流活動に参加し、関係三校と地域との連携を深める。震災時及び災害発生時のために、小学校との合同引渡し訓練を行う。
- ③ 三校の学校運営協議会の連携を図るとともに、PTAの活動や地域行事に積極的に参加し、地域や保護者との連携を深める。
- ④ 学校を広く開き、情報を積極的に発信し、学校と家庭・地域との関わりを大事にし、連携を深めていく。

(7) 特別支援教育

- ① 特別支援学級と通常の学級との交流および共同学習を日常的に実施するとともに、特別支援教育について学校ホームページ等も活用して地域・保護者への理解啓発活動を行う。
- ② 一人一人の生徒理解に努め、指導・支援の充実を図り、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ③ 特別支援教室の拠点校と連携しながら、ガイドラインに沿った巡回指導の充実を図る。

(8) 学校運営

- ① カリキュラムマネジメントとして、RPDCA（調査・計画・実施・評価・改善）のサイクルを実行する。目的を明確にした起案、計画立案、実施、評価と改善策の検討、それぞれのプロセスを通して、組織を機能的に活動させる。
- ② 組織の一員として職責をもち、職層に応じたOJTを意図的・計画的に推進するとともに、若手教員のOJTを校内研修や組織での起案・決裁ルートを活用して全校組織をあげて行う。これを通じて、文書管理など業務のミスを防ぎ、適正な教育活動を確保しつつ教員の資質の向上を図る。
- ③ 校務におけるPC環境をさらに整備し、校務支援システムを活用して校務の軽減を図る。
- ④ 校務改善検討委員会を通して、校務の見直しを図り、改善点は迅速に実行する。
- ⑤ 個々の教職員との自己申告に基づく面接の確実な実施とこれに基づく管理職による目配りや声掛けにより、教職員のライフ・ワークバランス（生活と仕事の調和）の実現を図る。
- ⑥ ③～⑤によって、学校における働き方改革を進め、教材研究や生徒と向き合う時間を確保し、教職員の人間的パフォーマンスを発揮できるようにする。
- ⑦ 生徒の人格形成に直接関与する教育公務員としての使命と職責を深く自覚し、人権感覚を常に磨くとともに、服務事故防止に向けた日常の声のかけ合いや定期的な研修を通して、服務規律の確保に努める。

(9) その他

- ① 全校で朝読書の時間を設定し、基礎学力の向上を図り、学習活動への意欲を育む。
- ② 学校司書・図書ボランティアを活用して、図書室のさらなる充実を図る。
- ③ 師弟協働を率先し、できうる限り生徒と接する機会をもつようにし、生徒と教師、生徒と生徒が相互に心が通い合う温かい人間関係を築く。（手をかける指導）
- ④ 校内研修を充実させ、特別支援教育や学習用端末を効果的に活用した授業及び言語活動を充実させた主体的で対話的な授業の研究を行い、授業改善に取り組む。
- ⑤ 新型コロナウイルスのような非常時には、家庭でホームルームや授業で学習用端末を活用できるようにするために、平日頃から効果的な使用方法を創意工夫する。
- ⑥ 部活動は八王子市部活動改革方針に基づき、再編成を進めていく。教育課程外でありながら、学校だけでなく地域において行われる活動も重要な教育活動として位置付け、通知表などへの記載を通して、生徒の活動を認め励ましていく。